

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する運用基準

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。）に関する運用基準を次のとおり定める。

指針二の 1 の（1）の①に規定する設置者が確保することを要する駐車場の必要台数を算定する際の要素となる自動車分担率は、「京都市商業集積ガイドプラン」における「広域型商業集積ゾーン」においては、指針の定めにかかわらず、次の表のとおりとする。

（単位：％）

広域型商業集積ゾーン
$5.25+0.0315L$ （ $L < 500$ ）
21 （ $L \geq 500$ ）

注 1 Lは駅からの距離（m）

- 2 ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の事情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、本市と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。